

会議名称	平成12年度第1回 情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成12年5月19日(金) 14時00分～16時15分	
場所	西棟6階 第5・6会議室	
出席者	委員	江藤会長 金子委員 清澤委員 小井委員 篠委員 熊倉委員 高橋委員 布施委員 堀内委員 門脇委員 河津委員 河野委員 佐々木委員 鈴木委員 藤原委員 青山委員 小幡委員 茶谷委員 (欠席：遠藤委員 縫村委員)
	実施機関	山本生活経済部管理課長 市川選挙管理委員会事務局長 園部保健計画課保健計画係長
	事務局	滝田企画部長 [区政情報課] 館野課長 大和田主査 片岡主査 [情報システム課] 浅川課長 星主査 石井主査 山根主査 藤本主査 依田主査 太田主査 森山主査 片山主査
傍聴者	1名	
配付資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年度情報公開・個人情報保護審議会委員名簿 平成11年度第4回会議録 平成12年度第1回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問 平成12年度第1回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問関係資料 情報公開制度の意見・要望
	当日	
次第	1 事務局あいさつ	
	2 新しい審議会委員の紹介	
	3 平成11年度第4回会議録の確定	
	4 諮問・報告事項	
	統計調査事務支援システム	諮問 1
	指定統計	報告 1
	新成人選挙常時啓発	報告 2
	介護サービス世帯調査	報告 3
	世帯内単身者に関する実態調査	報告 4
「杉並区職員の私有パソコン取扱要綱」について		
5 情報公開制度に対する意見・要望について		

内 容	1 平成 11 年度第 4 回会議録の確定	
	2 統計調査事務支援システム	答申
	3 指定統計	了承
	4 新成人選挙常時啓発	了承
	5 介護サービス世帯調査	了承
	6 世帯内単身者に関する実態調査	了承
	7 「杉並区職員の私有パソコン取扱要綱」について	了承
	8 情報公開制度に対する意見・要望について	

開会	
会 長	開会のあいさつ
企 画 部 長	事務局あいさつ、新しい審議会委員の紹介
会 長	「平成 11 年度第 4 回情報公開・個人情報保護審議会会議録」の訂正又は質問はございませんか。
区 政 情 報 課 長	誤字の訂正
会 長	ほかにございますでしょうか。では、会議録は確定したことといたします。
諮問事項説明	
会 長	諮問事項について審議に入ります。
企 画 部 長	諮問事項の朗読
諮問 1 号、報告 1 号	
会 長	はじめに、諮問 1 と報告 1 は関連していますので、事務局から一括して説明をお願いします。
情報システム課長	諮問 1 「統計調査事務支援システム」についての説明
区 政 情 報 課 長	報告 1 「指定統計」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委 員	電子情報に基づく地図というのは、人工衛星か何かで撮ったもので作られているものなのか、それとも既存の市販されている住宅地図を電子コピー化したものから作るということなのか、説明をしていただくとありがたいのです。
情報システム課長	住宅地図等が冊子で発売されていますが、それをソフト化したものを購入して活用しようという考え方です。
委 員	いま国勢調査員の依頼が始まっていますが、従来調査に携わった経験の多い方は、集合住宅関係の調査に大変不自由を来たしてきたわけです。この地図情報ですと、建物の中に戸数がどのくらいあるかまでのフォローができるのかどうか。また、これによって調査する方々に対する支援が、従来と比してどの程度大きくなるのか、この 2 点についてお尋ねします。
生活経済部管理課長	今回の件については、いわゆる住宅地図を CD - ROM で使うということで、事務局の事務処理の効率化を図ろうとするものです。集合住宅の中身についてまでフォローできるわけではございませんので、その点については従来と変わりがないということです。調査のしやすさといったことについては、このこととは別に調査員の安全性の確保といったことも含めて詳細を詰めて、調査員の説明会のときには、具体的なお話をしていきたいと思っています。
委 員	国勢調査の予算を使うのですか。
生活経済部管理課長	そうです。
委 員	このできた調査区地図は、杉並区の財産として今後も拡充をなさるとか、今後の調査のときにこれを使いながらいろいろなシステムを入れていくということですか。それとも今回限りですか。
生活経済部管理課長	13 の指定統計すべてにこれを利用していくという考え方です。

委 員	今の説明ですと、集計事務の効率化を図るといようなことが主の目的であって、調査員そのものに対して何か利便を図っていただくことは考えているのかどうか。資料の前段を見ると、作成した地図を調査員にお渡しするというように書いてありますが、このこと自体はいままでなかったことです。
生活経済部管理課長	これまで調査員に担当地域をお示しするのは、簡単な住宅地図を切り貼りしたものをお渡しするような形でしたが、これをコンピュータ処理することによって、より鮮明でわかりやすい形で提供できます。
委 員	4に「プライバシー意識の高まりによる統計調査非協力世帯等の増加」と書いてあります。そのことにどう対処するかによって、問題が解決できると思うのですが、記録の形態の変更では調査事務にかかわる問題解決に取り組む姿勢とはちょっと言い難い。その辺のご説明をお願いします。
区政情報課長	報告1ですが、電子住宅地図を利用するため記録形態に電算を追加することです。いま委員のおっしゃったのは、資料4頁の「4変更の背景」のところですね。
委 員	はい。
区政情報課長	これは電子住宅地図の作成の理由として、事務の効率化を述べているところです。プライバシーを守ることについては、所管のほうで十分調査、研究しながら万全を図っていくと思います。
生活経済部管理課長	私から補足させていただきたいと思います。プライバシーの保護ということでは、確かに区民の皆さんの意識が非常に強いということは、私も十分承知をしております。国勢調査については、調査票は封をして提出できることになっておりますが、調査員の説明会において、プライバシー保護の一層の徹底を強く指導していきたいと思っています。
委 員	国勢調査の場合にご近所の方や、町内会の知っている人が調査に来たりすると、対面では話しにくいということもあります。これは対面での調査ですか。
生活経済部管理課長	原則として対面で調査票をお渡しし、収集するということになっております。見られたくないという場合に封をして提出するということですので、そのところは恐縮ですが、そういう形で説明させていただきたいと考えています。
委 員	あまりプライバシーのことを言うと、国勢調査はできません。21項目全部がプライバシーです。どうしてもマル秘にしたい人は封をすればいいのであって、そういう形でなければ国勢調査はできません。その点は国勢調査をする者の立場に立ってお任せいただきたいと思います。余談ですが、国勢調査等をやっているのは日本だけだそうですね。今は、何も改めて国勢調査等をやる必要がないような世の中ではないですかね。では、何に使うのかと聞くと、日本の役人が世界の会議に行ったときに自慢話にするのだそうです。そんなことで膨大な費用をかけて、しかも苦勞をかけてやるわけです。これからは国勢調査そのものについてご検討願いたいというのが私の意見です。
委 員	純粹に諮問1に戻って地図情報のCD-ROMですが、先程担当からは国勢調査の費用から捻出する、ということでした。その地図情報をうまく利用して、ほかのいろいろな調査にも活用されるということなのですが、国勢調

	査用買ったものをほかの調査に使うということは、クリアできるのかどうか。
生活経済部管理課長	厳密に言うと各調査ごとにお金があるわけですが、指定統計についてはすべて国からのお金で賄うということでやっていますので、その点については問題はなかるうかと思えます。
委員	ご意見の中に、そのまま黙って聞いていていいものとそうでないものがあります。これは世の中のためにもう少し正しい意見を、事務局等からお聞きしなければいけないのではないかと、という問題があるわけですが、国の役人のために国勢調査をやっているというのを、私はいま初めて伺ったのです。実際にはもっと違う大義名分があると思うのです。そういうものを公の場できちっと説明して、町会連合会の代表の非常に発言力のある方が、やはり正しく理解をいただくように努力をしていただかないと、せっかくのいい制度が活用されないことになってしまいますので、事務局側はきちっと言うべきときは言わないといけないと思えますが、いかがですか。
企画部長	国勢調査自体が是か非かということは、ここで議論していただく課題ではないと思っています。これは法律によって実施される調査ですので、区としては、法律に基づいて適正に執行していく立場にある、と思っています。もちろん、国勢調査の是非を議論する場というのは当然ほかにあるわけですから、そちらでは十分な議論をしていただきたいと思います。
会長	ほかにございますでしょうか。では、諮問1を決定、報告1を了承とします。
諮問1号決定、報告1号了承	
報告2号	
会長	次に、報告2について事務局から説明をお願いします。
区政情報課長	報告2「新成人選挙常時啓発」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
(異議なし)	
会長	ないようですので、報告2を了承とします。
報告2号了承	
報告3・4号	
会長	次に、報告3と4が関連していますので、事務局から一括して説明をお願いします。
区政情報課長	報告3「介護サービス世帯調査」、報告4「世帯内単身者に関する実態調査」についての説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、意見等がございますでしょうか。
委員	介護サービスの実態調査についてですが、これは収集の方法が本人となっていていますが、そうすると、痴呆の老人は除かれるということで理解してよろしいですか。
区政情報課長	本人から取れないときには、家族を含めて本人として扱って解釈運用しているところです。

委員	報告3の記録の内容で「5 婚姻・離婚状況」と「17 家族構成」があるのは、どういう意味なのか。それから、報告4で「11 債務の状況」、「19 余暇活動の状況」がありますが、どういう理由で記録する必要があるのか、を説明していただきたいのですが。
区政情報課長	いずれも調査目的を果たすため国が示している調査項目であり、これらを収集するということをご理解願います。
委員	報告3の「10 建物の状況」と「18 住居の状況」は、どう違うのですか。
区政情報課主査	「10 建物の状況」は、持ち家かどうかといった資産の面からの区分です。「18 住居の状況」は、玄関の手すりやトイレの段差の有無といった住宅設備の面からの区分です。
委員	報告4ですが、内容を見ると、「資産の状況」、「勤務先」、「職歴」、「学歴」と非常に詳細にわたっています。例えば「職歴」では職を変えるたびに把握するのか、この辺をもう少し詳しく教えていただければと思います。
区政情報課長	「学歴」は、中学、高校、大学等のどこを卒業したかということです。「職歴」は仕事の内容のほか、仕事上の地位、勤務先での勤務年数が入ります。どこの職場からどこの職場へ異動したかまでの調査はいたしません。「資産の状況」は、「あなたの貯蓄はどれくらいですか」を「当てはまる番号に1つ丸を付けなさい」で、また「債務状況」は、「住宅ローンを返済しているか」を「はい、いいえ」で答えていただきます。
委員	住宅ローンだけですか。
区政情報課長	はい。あとは「あなたの収入の使い道」ということで、「収入のうち生活費として家計に繰り入れている金額は、毎月平均どのくらいか」ということで選ぶものがあります。
委員	要するに、全部というわけではなくて限定されているわけですね。
区政情報課長	限定されています。
委員	事業根拠として「統計法及び統計報告調整法に基づく承認統計調査」という記載がありますが、地方自治体にいろいろな調査項目に基づく調査がされるわけですね。
区政情報課長	はい。事業根拠は、厚生省が総務庁長官に申請して、承認を受けた承認統計調査です。
委員	調査結果についてどうなるのか、その点をお願いします。
区政情報課長	資料のほうの8頁、9頁の下に「結果の公表」とあります。介護サービス世帯調査については、時期がはっきりしないのですが報告される予定です。世帯内単身者に関する実態調査については、平成13年3月頃公表される予定です。
委員	杉並区での「18歳以上の未婚者」の概数というのわかりますか。
区政情報課長	全国で300地区について調査をやるわけです。その中で、杉並区としては1地区72世帯だけやるわけです。18歳以上の数といった人口統計は住民票から集計できますが、この調査とは直接関係がありません。
委員	わかりました。

委 員	報告3の「対象となる個人」に、「日常生活において手助けや見守りを要する40歳以上の者」とあります。私は多分要介護認定の申請を行った人かと思ったのですが、それは「64歳まで」と書いてあります。では65歳以上の人で「手助けや見守りを要する」かどうかというのは、どう判断するのでしょうか。
区政情報課長	基本的には40歳以上の人です。ただ、40歳から64歳までの方については、介護保険による認定申請をした方に限られます。65歳以上については、認定申請をしていなくても、そういう見守りの人がいれば、調査の対象にしますということです。
委 員	見守りを要する人をどう判断するのですか、という質問です。
区政情報課長	本人、ご家族の方が「見守りが必要です」と言われれば、その状況について調査することになります。
委 員	民生委員等を通じての自己申請なのですか。
区政情報課長	これは、国民生活基礎調査の調査員の中から区長が任命する調査員の方が行うものです。
会 長	ほかにございますでしょうか。では、報告3、4を了承とします。
報告3・4号了承	
報告5号	
会 長	次に、報告5について事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	報告5「『杉並区職員の私有パソコン取扱要綱』について」についての説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、意見等はございますでしょうか。
委 員	拝見させていただいて、大変立派な要綱だと思います。おそらく、23区で初めてではないかと思しますので、私見ですが、今後他の22区がこの要綱等を参考にしながら、さらに取り組んでいくのではないかと推測しております。とりわけ私有パソコンというのは、管理が曖昧になって、そこからご存じのウイルスだとか、データの漏洩が起きる可能性があるところですが、その点、事前にこのような取扱要綱を作ってやられることは、大変優れた対応で、敬意を表する次第です。とりわけ手続、セキュリティ、データの取扱いという3点セットが、柱になると思っています。この私有パソコンの問題は何が起きるかわかりませんので、今後新しい事態が起きたときにはそれに対応するように、この要綱を迅速に見直していただくことをお願いしたい。もう1つは、要綱を作ったからいいやということで、職員への普及啓発がややもするとなおざりになる嫌い等がございますが、その点についても併せてご努力いただいて、名実ともに杉並区のセキュリティ、プライバシー保護がこれによって実行されるように、ご期待申し上げ、敬意を表しておきたいと思っております
会 長	事務局のほうで、何かございますか。
情報システム課長	貴重なご意見ありがとうございました。私どもはこれを作ってこれで終わりというふうには考えておりません。社会状況の変化等々ありますので、それにマッチしたような形で、内容の充実を図っていきたいと考えております。

委 員	区から出される資料は最近どこへ行ってもそうなのですが、やたらに英語を使っているのです。何で日本語にしないのですか。括弧書きで日本語を入れておいてください。フロッピーディスクが何かわからない。
企 画 部 長	大変申し訳ないのですが、これからできるだけわかりやすいようにしていく努力はしたいと思います。ただ、なかなか適切な訳語が見つからなくて、事務局のほうも非常に苦労しているところです。今後ともできるだけわかりやすい表現を考えていきたいと思っています。 先ほど、委員のほうからお話がありました今後のことについては、ご指摘のとおり、今後とも技術革新に併せて適正な管理ができるようにしていきたいと思っています。
委 員	「データの取扱」にあるフロッピーディスクとは何かいま教えてください。
情報システム課長	フロッピーディスクは情報を記録するもので、昔でいうとレコード盤みたいなものです。現在コンピュータ関係については、フロッピーディスクに記録するのが主流になっていますので、私たちも簡単にこの言葉を使ってしまったことは大変申し訳なく思っております。
委 員	書いておいてください。
情報システム課長	次回から気を付けます。
委 員	それからLANサーバとは、何ですか。
情報システム課長	これはランと言って、ローカル・エリア・ネットワークというのですが、要するにパソコンを繋ぎ合わせて、一体的にその情報を利用したり、あるいは加工したりということをするためのものです。
企 画 部 長	情報の話になりますと、どうしても専門用語が多用される嫌いもありますので、通常、審議会のメンバーが大きく変わったようなときには、簡単な用語集をお配りする例が従前ありました。次回にでも、用語集を早速お配りしたいと思います。できるだけわかりやすい表現を心掛けなければいけないと思いますが、この世界ではスタートが外国でございまして、どうしても適切な訳語がなかなか見つからないものも多くあります。その辺は、また議論の中でご指摘をいただいて、説明させていただくということもやぶさかではありません。また用語集などを使っただいて、できるだけご理解を深めていただきたい。これは私どもからのお願いです。
委 員	是非よろしく願います。
委 員	こういった規制でしっかり管理していただきたい一方で、個人のパソコンを持ち込んで仕事をするを是とすることが前提にあるように取れないこともないのです。個人のパソコンで仕事をしないというのが基本ではないのかと思うのですが、その辺の考えと、住民のサービスに現在どのぐらいのパソコンが実態として使われているのか、お話をさせていただければと思うのです。

企 画 部 長	前段について私からお答えします。基本的に情報処理については、区のパソコンを使っていくことが望ましいというふうに思っています。ただ、コンピュータの世界というのは非常に技術革新も速くて、区が一斉に機器を揃えたり、標準化していくとどうしても対応が遅れがちになります。また、職員の中に機械に対する慣れにかなりバラつきがありまして、最先端を行っている職員は、役所の用意しているシステムでは扱いにくいといったようなこともあって、そういった実態というのは無視できない部分もあります。おっしゃるとおり公的に基本的な部分を整備していくということが望ましいと思っていますが、実態と今後の趨勢を考えると、必ずしも規制一辺倒ではいかないだろうと考えます。要は情報の管理といいますか、プライバシーの保護やセキュリティ対策といったことにまずウエイトを置いて、規制をかけていく必要があるということでございます。
情報システム課長	後段について私からお答えいたします。昨年の秋に全庁的に調査をしました。その時点の数で言いますと、約 810 台のうちの 47%が私有のパソコンということですが。約 400 台になります。
委 員	5月1日から施行になっているのですが、約 400 台全部をこの要綱に基づいて登録したわけですか。
情報システム課長	登録申請については、本日を締め切りにはしています。登録して区の業務に使うということになると簡単に持ち帰ることもできませんし、すべての管理が区の管理になってきますので、登録しないという職員も中にはいると思います。最終的には9割を超える数が登録することになるのではないかと考えています。
委 員	登録しない人は、もう持ってこないということですか。
情報システム課長	そうです。使っては困るということです。
委 員	専門的なことで気になったのは、要綱の別表ですが、例えば、Word98 や Excel97 と出ているのですが、これはマイクロソフトという会社の一商品名ですので、区がある商品を前提にその形式に合わせるというのはどうなのかと思うのです。例えば、テキスト形式、CSV、SYLK というのは学術的な用語ですが、これですと企業の製品名になってしまいます。
情報システム課長	委員のご指摘は、私どもも検討しました。一機種だけ特殊なソフトを使っていると、その職員が異動したりその機種がもし壊れたときに、互換性が持てないということがありますので、今後の継続性からある程度ソフトの統一化をしておく必要があるだろうと考えて、いま一般的にソフトとして普及している Word98 を指定しております。
委 員	Word は 98 となっていますが、バージョンアップして名前がどんどん変わっていきますので、そのたびにこれを書き直していくことになりませんか。
情報システム課長	それはやむを得ないことだと思っています。
委 員	商標に関しては、全然問題ないのですね。

企 画 部 長	<p>区の財務端末に標準的に Word を入れております。これは全庁的に標準化を図っておかないと、データを蓄積していくときには不都合が生じますし、庁内のネットワークを使うときにも、書式がバラバラになったりするからです。それからできるかぎり組織として、どこへ異動しても同じ要領で処理できるようにしておいたほうがいいたろうということで、企業の場合等もそうだと思いますが、社内統一ソフトを採用しています。</p>
委 員	<p>確かに、全くおっしゃるとおりですが、このように要綱で残すのがいいの か気になったものですから、</p>
企 画 部 長	<p>もし要綱から外すとすれば、例えば、情報システム課長なり企画部長が指定するソフトに統一するということになり、同じように通知しなければいけません。要綱自体は内部的な規律ですので、これでもやむを得ないと思っています。</p>
委 員	<p>内容については、先程の委員がおっしゃったとおりだと思います。要綱です から、この審議会であまり深いところまで質問するのは、私はいかがかと思 いますが、1、2点だけお伺いします。先程の用語集はいいことだと思う のですが、私はコンピュータの問題については、多分用語集を作っても駄目 だと思います。コンピュータのシステムそのものがわかりただけでない方 には、一からご説明した上でなければ用語集は生きていかないと思います。 データの取扱いについては、ここに書いてあるとおりだと思います。ただ 私有パソコンとなると、家に持って帰るというようなケースもあると思うの です。その場合には基本的に役所内で作成したファイルについては、ファイ ル形式を問わず抹消してから、自宅に持って帰ることになるかと思うので すが、それでよろしいですか。</p>
企 画 部 長	<p>要綱のこの部分というのは、今後の技術革新の状況の中で、相当柔軟に 考えていかざるを得ないのではないかと考えています。当面は、お話のとおり 、当然自分のものですから一切持って帰るなということは現実的ではない と思いますので、そのときには入っている公的なデータをすべて出してから 持ち帰るということは認めざるを得ないと考えています。</p>
委 員	<p>そうですね。フロッピーディスクドライブそのものがない機種も増えてい ますので、ハードディスクに保存してもいいというようなことを、今後の検 討課題として考えていただきたいと思います。 最後ですが、あまり別表までこだわった質問はしたくないのですが、ワー プロが 98 で、表計算が 97 で、データベースがバージョンパターンがないと いうのは、何か意味があるのですか。</p>
情報システム課主査	<p>今、財務端末と区民情報系の端末で使用しているソフトを Word98 と Excel97 で統一してます。Access と 桐のデータベースについては原則として、申請の上 でないと使えない形にしています。例えば、Windows 版の桐と DOS 版の桐では、 ドライブの動作が違う等で、バージョンを上げて動かないというケースもある ものですから、バージョンの明記ができないと判断しました。ただソフトに関し ては、いろいろなデータベースのソフトが入ってしまうと、統一的操作という 点からふさわしくないもので、今後使うものについてはなるべく Access で、過 去の資産等を活かす場合には桐でというように指定をしました。</p>

委 員	わかりました。大変些細な問題に時間を取らせて失礼いたしました。最後に「その他のソフト」で要望ですが、特に土木、建築などで、現場をデジタルカメラで撮って、それをシリアルに焼くというようなことをだいぶおやりになっています。ポラロイド写真等よりもはるかに効率的ですし、値段も安くていいのです。区役所の場合は音楽ファイルはそうはないのですが、画像ファイルなどはある程度ファイルの拡張子の形式を今後整えておいたほうが、各部署で使えると思います。
委 員	今「用語集を出しても勉強しない者は駄目だ」という発言がありましたが、取り消してもらいたい。
会 長	ちょっと待ってください。こちらは、そんなことは言っていないですよ。
委 員	取り消しはいたしません。コンピュータの問題、あるいは、最新技術関係の問題というのは、先ほど他の委員からもありましたように、日常的に、英語表示をする場合が大変多いわけです。用語集では、例えば、フロッピーディスク、ハードディスクドライブ、アクセラレーター、CPUについての解説は出ております。ただ、コンピュータ全体の仕組みを理解しなければ、一つひとつの用語だけ確認しても、わからないだろうということです。
委 員	必要がないなどということは、絶対にないです。
委 員	必要がないとは言っていないんですが、それを作った上でコンピュータ全体の仕組みを理解していただかなければ、結局、一つひとつを日本語に訳したほうが、もっとわからなくなる用語もあると思っています。
委 員	要するに、私たちは日本語にすることによって、それを基礎にしてまた深く勉強していけばいいのであって、必要がないなどと頭から言われたら、おかしくなってしまいます。
委 員	そういう発言こそ、私は取り消していただきたいです。
会 長	確かに、片仮名が多すぎてわかりにくいことは間違いないと思います。また、用語集を手掛かりにして、コンピュータというものの仕組みを理解していただかないと、言葉それ自身だけではわからないということはあるのです。それでよろしいですか。
委 員	ただ確認しておきますが、議事録に残りますから、取り消してくれということについては、私は取り消しません。
委 員	私は取り消していただきたい。
企 画 部 長	私どもは、委員からの意見は、単に用語集だけを出せば事務局の責任はそれで済むということではなくて、用語集を出す以上は用語集を見ればわかるように、コンピュータ自体の機能なり全体の構成を含めてわかるような説明書を作れ、というご趣旨だと受け止めています。それはご指摘のとおりだと思っていますので、そのようにしたいと思っています。是非そういうご理解をお願いしたいと思います。
委 員	そうすると、私の受け止め方が悪いのですか。
企 画 部 長	いえ、委員の意見は、私ども事務局に対するご指摘というふうに受け止めているところです。
委 員	そうですか。では了解しました。

会 長	ではそういうことで、取消問答はなし、ということにいたします。
委 員	要綱の目的の第1条では、「杉並区職員定数条例第1条に規定する職員」ということですが、学校の県費職員はこの中に入らないですね。
情報システム課長	はい。
委 員	入らなければいいのですが、やはり学校現場でもいろいろと使っている実態があると思うのです。教育委員会にこれが準用されるのかどうか伺いたいです。
情報システム課長	教育委員会の職員について漏れがありましたので、指導室と調整しています。8月頃を目途に教育委員会版を作りたいと考えています。
委 員	わかりました。
会 長	ほかにございますか。なければ、報告5を了承とします。3時30分まで休憩します。
報告5号了承	
(休憩)	
会 長	再開いたします。席上に諮問1号についての答申案が配付されておりますが、これでよろしいですか。
(異議なし)	
会 長	それでは、諮問第1号については決定ということで、区長に答申したいと思います。
情報公開制度に対する意見・要望について	
会 長	それでは、「情報公開制度の意見・要望」に皆さんのご意見が出ているわけですけれども、取り扱い等今後の進め方について、事務局から説明をお願いします。
区政情報課長	今後の進め方についての説明
会 長	皆さんのご意見を事務局でとりまとめて、7月の審議会に改めて諮問することですね。
区政情報課長	はい。そこで、事前に配付してございます資料4「情報公開制度の意見・要望」の概略をここでご説明させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
会 長	よろしいですか。
(異議なし)	
会 長	それでは進めてください。
区政情報課長	「情報公開制度の意見・要望」についての説明
会 長	ただいま概略をご説明いただいたんですけども、その他に追加すべき問題点等がありましたら、ご意見として提出していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。
委 員	先程の説明の中で、6月中にとりまとめをしたいということですが、いろいろな意見をそちらに届けるのは、今日でなくてもよいのかどうか、最初に確認したいんですが。
区政情報課長	6月中にまとめるのは区内部の検討結果です。いろいろな意見を参考にしていきたいので、今日でなくても結構です。

委 員	そうですか、ありがとうございます。
委 員	進め方の問題ですがよろしいでしょうか。考え方は違って、これだけ各委員の皆さんから、真摯な条例全般にわたる意見、各条文ごとの要望が出てきたわけです。その全部をフリートキングにすると大変なボリュームになるのではないかという気がするんです。
会 長	すみません。資料以外に意見があったらお願いしたい、と先ほど申し上げたんです。
委 員	それで進め方についてということでお断りしたわけです。
会 長	ほかにございますでしょうか。
委 員	事務局の7回の内部検討で整理された問題点を教えていただければ、もう少し論点をしぼって、それについて意見が言えるんです。問題点がまとまっているのであれば、今日でなくても結構ですから、教えていただければ、もう一步深まった意見交換ができるのではないかと、思います。
区政情報課長	7回行ってきたんですが、まだ検討の途中でございまして、まだまとまっております。 いままでの中で、課題として考えている主なところを言いますと、第一に、条例の目的規定あるいは前文に「知る権利」、「説明する責務」について加えるべきではないか、という点です。 第二に、請求権者について、「何人も」とするのか、という点です。 第三に、対象情報について、電磁的情報を加えるべきかどうか、電磁的情報を加えた場合にはどのような公開方法があるのか、という点です。 第四に、公開・非公開の枠組みの問題です。 第五に、それぞれの非公開情報です。個人情報定義、個人情報の例外規定、法人・事業活動情報、行政執行情報について現行条例のままでいいのかどうかです。また、機関間情報を削除すべきというご意見がございしますが、地方分権の流れの中で、本当に削除していいのかどうかです。 第六に、情報公開法との関係で、公益上の理由による裁量的開示、存否応答拒否、第三者保護に関する手続きを規定すべきかどうか、という点です。 第七に、請求書に不備がある場合の補正 第八に、出資法人等の情報公開のあり方の問題です。
会 長	今の論点を聞くと、だいぶ変わってくる可能性がありますね。7月にこの審議会を開くとすると、まとめられたものが、事前に委員の手元に送られて来るのでしょうか。
区政情報課長	そのように事務局としては努力したいと考えております。
会 長	そうすると、事前に送られて来れば、それを見て皆さんはいろいろのご意見を出されると思うのです。7月の1回で済めばいいんですが、1回で済まない場合にはどうなるのでしょうか。
区政情報課長	そこで、皆様にご相談があります。7月以降は、9月、10月にできれば2回、11月は議会でお休みして、12月、さらに2月と予定しておりますが、12月にご答申いただければ、私どもとしては大変うれしく思います。
会 長	そうすると、7月、9月、10月2回の全部で4回ですか。相当丁寧にやっていくことになりそうですね。

区政情報課長	この制度の見直しだけではなくて、諮問・報告案件があると思いますので、是非そのようにお願いできれば、と考えております。
委員	現行条例が制定されて14年ということですが、情報公開請求の実態や区民の意識について、行政としてお感じになっていることを伺いたいと思います。それと、今回、例えば「知る権利」や「説明責任」などは、複数のご意見があったということですが、かなり民意が強いということで、やっぱり盛り込もう、というご判断をされるのでしょうか。
区政情報課長	後段の「知る権利」、「説明する責務」については、まだ個人的には表明できないところですが、流れとしては「説明する責務」を入れる方向にあると思っております。 それから、情報公開請求がどのくらいあって、どのような評価をしているかということですが、平成10年度は建築計画概要書のために約400件とちょっと多かったんですが、それをはずすとこのところ年200件程度で推移しています。その内訳ですが、時宜を得た懇談会等、例えば昨年、一昨年ですと、介護保険事業懇談会の会議資料や会議録、最近では教育を考える懇談会についての請求が多くなってきております。それだけ区民の区政に対する関心や自治を考える意識が高まってきており、大変結構なことだと思っております。区としては、様々な形で地元説明会や、さらにはホームページ等を通じながら、情報提供の充実に向けた努力を積み重ねていきたいと考えております。
委員	先ほど区政情報課長から、十数項目にわたって決めていかなければいけない論点の説明がありました。その十数項目について今日これから各委員に意見を出してもらうのは不可能だと思います。全体のスケジュールはわかりませんが、次回にその項目ごとについて、各委員のご意見、ご要望をお伺いをする、ということのほうがよろしいかと思っております。賛成、反対の立場があり、インターネットに接続するときも反対の方もいらっしゃるわけですから、項目によっては結論が出ないこともあると思うのです。だからその辺は、学経の4人の先生方に調整していただきながら、自由な意見を次回に項目ごとにやっていく、ということのほうがよろしいかと思っております。
会長	事務局のほうはいかがですか。
企画部長	先程区政情報課長からも申し上げましたように、この条例改正につきましては、できるだけ丁寧な審議といいましょうか、時間をかけた審議をしていただきたいと思います。実は私どもが内部で検討している中で課題としているものにも、両論あるものがございます。非常に意見の分かれるところですので、次回には、私どもの現段階での考え方とそれと異なる意見のご説明をして、この場でご議論をしていただければと思っております。
会長	次回までに、いま委員からあったように、課題、論点を送ってくださる、ということになりますね。
区政情報課長	はい。次回は7月に予定していますが、事前に送付できるように努力したいと思います。
会長	7月は送付されたものについて、いろいろと議論をするということになるんですか。あるいは、議論はしないで意見だけ出していくという方式にする

	<p>んですか。その辺はフリーですか。</p>
区政情報課長	<p>はい、フリーにご討議いただきたいと思います。</p>
会長	<p>4回か5回あれば。ただ、ほかに報告・諮問等があると必ずしも時間が取れるというわけでもないですよ。</p>
区政情報課長	<p>はい。</p>
会長	<p>わかりました。ほかに何かあるでしょうか。</p>
委員	<p>杉並区は23区の中で、情報公開条例はわりと早いほうだったと思うのです。いまは都の条例も改定になっていて、他の22区でうちと似たような条例の場合は、どんな変更をされているかとか、今後検討をする方向があるのかとか、別にそれに左右されるわけではないんですけども、そういった情報も教えていただければ、議論の焦点についてもっとわかると思うのです。もちろん、都と国の資料を送っていただいたのはとても参考になりました。</p>
区政情報課長	<p>今ほとんどの区が見直しの検討をしているところだと思います。早い区では板橋区や文京区が審議会の答申を得たと聞いておりますが、後はほとんどのところが現在見直しの検討中だと思います。</p>
会長	<p>ほかにございますでしょうか。</p>
委員	<p>他の自治体の情報公開の会議の様子等は、それぞれインターネットで議事録も全部入って来るんですけども、それを見ていると、大変な激論になっていて、大変なボリュームだと思うのです。7月と9月と10月の3回くらいしかないんですけども、今日のように、諮問、報告の審議の後にフリートークでまとめていこうという形で、果たしてまとまるのか、という危惧があります。単独で開催したり、他の自治体の資料を集めたり、大変な作業なのかなという気はするんです。特に時間的に足りるのか、ちょっと危惧するんですが、どうでしょうか。</p>
企画部長	<p>私ども事務局としては、先程申し上げましたように、一から条例をつくるわけではございませんので、国、都、他の自治体の参照をしながら、ある程度論点を絞って行って、その論点について私どもとしての考え方を出して、この場で議論をしていただく。あるいは、持ち帰っていただいて、改めて文書でご意見をいただく、というようなことも当然あると思います。そういったことを重ねていけば、限られた回数であっても、相当深い議論ができると思っております。</p>
委員	<p>先程論点が十数項目出てきましたが、その論点一つひとつが非常に難しく、その論点の背景といった専門性もあると思うのです。下手に一つひとつ取り上げれば、一つにつき2時間、3時間かかるものの中にはあったりして、限られた時間でそれをまとめあげるといのはどうなんですか。</p>
企画部長	<p>特に両論あるような論点については、できる限り私どもの内部でも議論を尽くしたいと思っております。その辺をきっちりお示しして、そこで議論をしていただければと思っております。団体からの推薦で来ていただいておられる方もいるわけですので、ご自分の団体での議論もしていただきたい。それから、できればインターネット等を通じて、素案の段階で意見を伺うことも考えていきたい。そういうことをやっていけば、大方のところまとまってくるのではないかと考えております。もちろん相当効率的なご審議をお願い</p>

	しなければならぬと思っております。
委員	要するに7月、9月、10月2回とやって、12月にはまとめたということですね。それで、どういうふうにかかると、ということをご仮定してやってもしょうがないですから、この期間でやることに決めて、もし足りなければ、この問題について別に時間をとることができるのですか、できないのですか。
企画部長	途中で議論が膠着してもう少し時間をかけなければいけない、ということであれば、審議会としての回数を増やすということも考えられると思います。また、それぞれ持ち帰った上でまとめた考えを文書で出していただき、それをこちらで整理してお示しをするというようなことも可能だと思います。
委員	期日だけにこだわらないという趣旨のようでもあるのですから、期日だけ決めて時間が足りなくなったらそのときに考えるということでもよろしいのではないですか。
委員	平成13年4月1日から施行ということを前提に審議をせざるを得ないという状況にあると思うのです。それを踏まえて、きちっとした日程を組んで、精力的にやらなくてはいけない時期には、2回と言わず3回でもやるくらいの意気込みでやるべきだと思います。皆さんでそういう方向でやるのだということを決めていただければ、あとは審議の中でうまく集約されていくのではないかと思います。
委員	条例の改正と同時に関連の規則等との整合性をとらなければいけないことになると、かなりの時間がかかってしまうわけです。4月から施行するとなると、どうしても足りなければ回数を増やして12月くらいに上げないとならない、ということになるのではないですかね。
会長	ちょっと質問なんですけど、この審議会で改正案をつくるというわけではないんですね。
企画部長	条例自体は区が議会に提案するものですので、要は改正の方向性でございます。したがって、私どもがお示しする考え方というの、条例の条文をこう改正するというようなことではなくて、この条項についてはこういった方向で、あるいはこういった考え方を盛り込むといったような形の提起をさせていただきたいと思っております。
会長	前に懇談会でこの条例をつくったんですけど、このときは第一条からやっていたんです。それと比べるとだいぶ違うので、何回かやっていく過程で時間が足りなければもう1回くらいやるとか、何とかやって12月までにまとめるようにしていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。
(異議なし)	
会長	それでは、本日の議題はすべて終了しましたが、何か事務局からありますか。
区政情報課長	次回の日程ですが、7月14日の金曜日午後2時でいかがでしょうか。
会長	7月14日午後2時からでよろしいですか。では、ほかになければ本日はこれで閉会といたします。どうも長時間ありがとうございました。